

お取引先に守っていただくこと

2025年12月18日改正

日本原燃株式会社

調達室 資材部 資材管理G

目 次

1.はじめに	1
2.適用範囲	1
3.取引上の基本事項	2
(1) 法令の遵守	2
(2) 秘密情報の管理	2
(3) 取引にあたって重視すること	2
(4) お取引先との信頼関係	3
(5) 電子取引への加入	3
4.遵守事項	3
5.標準的な調達手続	4
(1) 契約手続の開始	4
(2) 見積依頼先の選定	4
(3) 見積依頼および見積書の提出	4
(4) 価格の交渉	4
(5) 契約の締結	5
(6) 檢収	5
(7) 支払	5
6.問い合わせ窓口	6

別紙 1 契約種別ごとの調達手続き一覧表

別紙 2 インボイス制度運用ルールの概要

1.はじめに

当社は、お取引先と取引を行う条件として、本書の内容を遵守することを約束いただき、その証として提出いただく、「受領証」および「お取引先の企業情報」等を受領後に審査し、当社の審査基準を満足する場合、当社の取引先として登録させていただきます。

なお、本書の内容は、お取引先共通の当社標準条件を定めたものであり、原則変更することはできません。変更を希望される条件がある場合は、個別契約において、協議させていただきます。

- (1) 本書は、日本原燃株式会社が発注する、機器・装置および資材等（以下「物品」という。）の購入・賃貸借、物品等の輸送、工事請負（以下「工事」という。）ならびに業務委託（以下「委託」という。）の契約手続に参加いただくお取引先に、あらかじめご理解のうえ遵守していただく事項および契約手続の概略をまとめたものです。
- (2) 当社は、原子燃料サイクルの事業者として、人身の安全、施設事故の防止、公害の防除および環境保全、法令・規則等の遵守、施設の安全性および信頼性の確保につき、重大な社会的責任を負っています。
- (3) お取引先には、当社との取引において当社の社会的責任の一端を担うものであることを十分に認識されたうえで契約手続に参加いただき、中小受託事業者を含めた契約に関わる全ての関係者が同じ認識のもとに法令・規則および仕様書等の契約関係書類の定めを遵守することを約束していただきます。

2.適用範囲

- (1) 当社と直接、契約手続き（契約締結）を行うお取引先に適用します。

なお、お取引先が代理店等（代理店、取扱店、リース会社等）で、供給者から契約手続き（契約締結）を委任されている場合も含みます。

- (2) 当社が定める「調達物品等に対する管理の方法および程度（グレード）」に該当する供給者（お取引先）に適用します。ただし、契約手続き（契約締結）は、代理店等が行うため、次の事項の適用は除外します。
 - a. 3.(5)電子取引への加入
 - b. 5.標準的な調達手続

3.取引上の基本事項

(1) 法令の遵守

当社は、全ての関連法規およびそれらの精神を遵守するとともに、お取引先にもこれらを守っていただきます。

(2) 秘密情報の管理

- a. 当社の事業には、様々な秘密情報（機微情報、技術情報等）が含まれています。お取引先には、当社との取引における秘密情報の管理を徹底していただきます。詳細は、別途配布する「契約条件」第5条（秘密情報の管理）を参照ください。
- b. 当社から提供した書面または電子記録媒体について、「秘密情報の有無」および「契約手続きの前後（契約締結前、検収後）」に係らず、「不要になった」または「法令に基づく保有期間が過ぎた」ときは、当社からの返却要請範囲を除き、お取引先の責任において、確実に廃棄または消去願います。

(3) 取引にあたって重視すること

当社は、取引に際して以下にあげる事項を重視し、これら事項とお取引先の経営状況、既設設備（業務）との整合性、経済合理性などを総合的に勘案し、公正にお取引先を選定します。また、見積依頼は、原則として複数の見積依頼先による競争見積を基本としています。

a. 品質の良いものであること

品質、性能が当社の要求する水準を満たし、かつ、それが合理的な期間保持される、信頼性のあるものでなければなりません。また、形状、構造、システムの操作性がよいものであると同時に、周辺機器・設備等との連繋も十分図りうるものでなければなりません。

b. 安全なものであること

使用および操作にあたって、安全性が確保されていなければなりません。また、製造、施工および作業の工程において、適切な安全管理により事故を未然に防止するとともに、環境に対し悪影響を及ぼさないよう、十分な対策が講じられなければなりません。

c. 価格が適正であること

価格については仕様、品質、製造・工事期間および市場価格動向に照らし、適正かつ合理的なものでなければなりません。また、お取引先の積極的で継続的な価格低減活動を期待します。

d. 納期が守られること

納期（工期）は、厳守されなければなりません。

e. アフターサービス

製品の使用に伴って必要となる保守・修理等のサービス（情報提供等含む）や緊急時における必要部品、技術的援助を迅速に提供いただける体制が保持されていなければなりません。

f. 秘密情報の管理

別途配布する「契約条件」第5条（秘密情報の管理）を遵守および管理できる体制または対策が講じられなければなりません。

(4) お取引先との信頼関係

当社は、公正な取引を通じて、お取引先との信頼関係を築くとともに、相互の発展を図りたいと考えています。このため、お取引先に対し公正かつ誠実に対応するとともに、お取引により得られた機密情報を承諾なく他へ漏らすことはありません。同様にお取引先にもこれを守っていただきます。

(5) 電子取引への加入

a. 当社は、お取引先との取引において、「業務効率化」および「早期契約」を目的とした「電子取引」を積極的に活用しています。

※お取引先の加入・継続費用はかかりません。費用は当社が負担します。

b. 未加入のお取引先につきましては、原則加入いただきたいと考えておりますので、電子取引への加入を希望される場合は、別途配布する「資材契約 EDIシステムの加入案内書」を確認願います。

※加入済みの場合は、確認不要。

4. 遵守事項

お取引先（中小受託事業者を含む）には、別途配布する「共通仕様書」および「契約条件」を遵守していただきます。これらは、お取引先共通の当社標準条件を定めたものであり、変更することはできません。変更を希望される条件がある場合は、個別契約において、協議させていただきます。

なお、受注後はもちろんですが、契約手続に参加される場合においても、内容を十分に熟知し、遵守いただくようお願いします。

5.標準的な調達手続

発注は、当社が選定したお取引先に対し、物品・工事等の仕様、その他見積に必要な事項を通知し、その見積価格を見積書に記載して提出していただき、所定の手続を経て契約を締結することにより行います。

なお、契約種別ごとの注意点は、別紙1「契約種別ごとの調達手続き一覧表」を参考照願います。

(1) 契約手続の開始

- a. 「物品、工事、業務等の仕様」および「調達物品等に対する管理の方法および程度（グレード）」については、それらを使用する当社の調達主管箇所が決定します。
- b. 当社の調達室は、それらの部門からの契約請求に基づいてお取引先との契約手続を開始します。ただし、一定条件の範囲については、使用する当社の調達主管箇所が契約手続きを開始します。

(2) 見積依頼先の選定

当社は、「3.取引上の基本事項」および「技術能力、既設設備との整合性」ならびに「経営状態、経済合理性」等を総合的に勘案し、見積依頼先を選定します。また、原則として複数の見積依頼先による指名競争見積を基本としていますが、特許、研究開発との関連、既設設備との整合性、緊急を要する等の理由により、特定のお取引先に特命で見積依頼または指値通知（当社が希望する契約金額を提示）を行う場合があります。

なお、事前に見積依頼先選定のための必要書類を提出いただく場合があります。

(3) 見積依頼および見積書の提出

当社は、見積依頼先として選定したお取引先に対して、見積依頼書に当社の要求事項および条件を記載した「個別仕様書、共通仕様書、安全管理仕様書、放射線管理仕様書、契約条件、その他添付書類」等（以下「契約関連資料」という。）を添付し、見積書（見積仕様書の他、見積依頼時の技術審査用図書が必要な場合は、これを含む。）の提出を依頼します。（指値通知の場合も同様とします。）

なお、契約関連資料の内容および当社要求条件への質疑または変更の要望がある場合は、見積書の提出前または見積書の提出時に任意書面にて連絡願います。

(4) 価格の交渉

- a. 当社は、第1順位見積者と価格交渉を行い、契約関連資料の当社要求事項およ

び条件を合意した後、契約先として決定します。

- b. 当社は、価格または契約関連資料の当社要求事項および条件が成立しない場合、交渉不成立を確認のうえ、契約予定者を変更する場合があります。

(5) 契約の締結

当社の調達室との契約締結は、当社があらかじめ定めた「注文書および注文請書（契約条件を付す）」または「契約書」によることを原則としますが、必要に応じて、お取引先の契約書面で契約締結することも可能です。

なお、調達主管箇所との直接契約（「主管部契約」、「簡易契約」）も含め、詳細は、別紙1「契約種別ごとの調達手続き一覧表」を参照願います。

(6) 檢収

- a. 当社は、納入された物品または竣工された工事もしくは完了した業務等が、当社の要求に合ったものであるか、「現物または現場」および「納品書または完了報告書等」により、確認・検査し、検収します。
- b. お取引先の都合により、当社が契約期間内に検収できず、契約期間を延長すると判断した場合、契約関連資料および上記(5)で定めた契約書面の変更は、原則行いません。
- c. 当社の都合により、契約期間内に検収できない場合、契約変更の手続きを行います。この場合、お取引先への契約代金の支払いは延伸しますが、中小受託事業者への支払い等により、お取引先の経営状態へ影響を及ぼす場合（可能性含む。）、当社はお取引先の要求に基づき協議のうえ、契約代金の一部を支払います。
- d. お取引先は、検収時または当社の検収完了後速やかに、請求書を提出願います。
 - (a) 請求書の作成方法および提出先は、契約種別ごとに違いますので、別紙1「契約種別ごとの調達手続き一覧表」を参照願います。
 - (b) インボイス制度に対する当社ルールを定めていますので、別紙2「インボイス制度運用ルールの概要」を参照願います。

(7) 支払

- a. 契約代金は、原則として検収が完了した月の翌月の当社の所定の支払日に支払います。（検収翌月末払という。）
- b. 物品の製作、工事等が長期にわたるものなど、お取引先の特別な事情がある場合、当社はその事情を勘案および協議のうえ、「検収前に契約代金の一部を支払う条件」で契約締結します。この場合、「見積書の提出時」または「価格の交渉時」に申し出願います。

6.問い合わせ窓口

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

日本原燃株式会社 調達室 資材部 資材管理グループ

TEL 0175-71-2305

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4 番地 108

以上

契約種別ごとの調達手続き一覧表

『お取引先に守っていただくこと「4.標準的な調達手続」』の注意点等

	契約種別			
	資材契約	単価契約	主管部契約	簡易契約
契約手続き箇所	調達室	調達主管箇所(請求箇所)	調達主管箇所(請求箇所)	調達主管箇所(請求箇所)
概要	調達室が契約手続きを行う (右記「単価契約」のあらかじめ契約単価を決める基本契約を含む)	基本契約で締結した物品等を調達したい時に、調達主管箇所が納入依頼を行う	調達室が定める一定条件の範囲を、調達主管箇所が契約手続きを行う	左記の主管部契約のうち、少額な範囲を調達主管箇所が契約手続きを行う
契約番号 (整理番号)	(例) K23400-012300 K=購買、U=工事請負、 I=業務委託、Y=輸送請負 L=賃貸借、B=売却 (例) K23400-012300 23=請求年度 (例) K23400-012300 4=調達第一グループ 5=調達第二グループ (例) K23400-012300 00=通常契約 01=緊急契約(契約金額未定) 02=緊急契約の補正契約 (例) K23400-012300 0123=管理番号 (例) K23400-012300 00=原契約(新規契約) 01=1回目の契約変更 11=11回目の契約変更	(例) 223-0034140 2=単価契約 (例) 223-0034140 23=請求年度 — — (例) 223-0034140 003414=管理番号 (例) 223-0034140 0=原契約(新規契約) 1=1回目の契約変更 9=9回目の契約変更	(例) 323-0034140 3=主管部契約 (例) 323-0034140 23=請求年度 — — (例) 323-0034140 003414=管理番号 (例) 323-0034140 0=原契約(新規契約) 1=1回目の契約変更 9=9回目の契約変更	(例) 123-0034140 1=簡易契約 (例) 123-0034140 23=請求年度 — — (例) 123-0034140 003414=管理番号 (例) 123-0034140 0=原契約(新規契約) 1=1回目の契約変更 9=9回目の契約変更
電子取引(EDI) ※詳細は、添付資料5 「資材契約EDIシステムの加入案内書」を参考	可	不可	不可	不可
注文書	当社指定様式を使用	当社指定様式の「指示書(単価契約)」を使用	当社指定様式を使用	パターン①:当社指定様式を使用 パターン②:建設業法、取適法等、必要に応じて、当社指定様式を使用
注文請書	当社指定様式を使用し、提出いただきます	—	当社指定様式を使用し、提出いただきます	パターン①:原則、提出不要 パターン②:建設業法、取適法等、必要に応じて、当社指定様式を使用し、提出いただきます
契約書 (※覚書)	産廃契約、一部の賃貸借契約、その他必要に応じ、当社指定様式を使用 (※契約変更等の場合、当社指定の覚書を使用)	—	産廃契約、一部の賃貸借契約、その他必要に応じ、当社指定様式を使用 (※契約変更等の場合、当社指定の覚書を使用)	産廃契約、一部の賃貸借契約、その他必要に応じ、当社指定様式を使用 (※契約変更等の場合、当社指定の覚書を使用)
お取引先の契約書面	一部の賃貸借契約等、お取引先の要望を協議のうえ、使用	—	一部の賃貸借契約等、お取引先の要望を協議のうえ、使用	一部の賃貸借契約等、お取引先の要望を協議のうえ、使用
請求書の作成方法	1契約に対し、一つの請求書を作成	当該月に請求できる、検収済みの複数の契約を、一つの請求書で作成ください。また、簡易契約分も単価契約分とまとめるすることができます。	1契約に対し、一つの請求書を作成	当該月に請求できる、検収済みの複数の契約を、一つの請求書で作成ください。また、単価契約分も簡易契約分とまとめることができます。 ※検収を伴わない前払いの請求は、上記のようにまとめず、1契約に対し一つの請求書を作成すること
請求書の提出先	調達室(資材管理グループ)	調達室(資材管理グループ)	調達主管箇所(請求箇所)	①調達室(資材管理グループ) ②前払いの請求書は、調達主管箇所(請求箇所)に提出
インボイス制度	請求書の発行にあたり、インボイス制度の「適格請求書発行事業者」に該当するお取引先につきましては、納品・完了時に、<インボイス制度の要件>を満たした資料を、同時にご提出いただく必要があります。 詳細は、別紙2「インボイス制度運用ルールの概要」を参照願います。			

インボイス制度運用ルールの概要（納品書・請求書の取扱いについて）

「適格請求書発行事業者」と契約させて頂いた場合、購買契約による納品時、および委託契約・工事契約の完了時に、<インボイス制度の要件>を満たした資料を同時にご提出いただくルールとさせて頂きます。
※インボイス制度の要件を満たした資料は、検収要件ではありません。
なお、インボイス制度は、2023年10月納品（検収）分より適用致します。

<インボイス制度の要件> ※国税庁HPより引用

- ①適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

(1) **原則、インボイス制度の要件を満たした納品書**のご提出をお願いいたします ※納品書様式①（参考）参照
インボイスの要件を満たした納品書のご提出が難しい場合は、下記（2）以降を参照ください。

・提出先 ⇒ 各請求部署

◎インボイス制度の要件を満たした納品書を提出した場合、**請求書はインボイス要件を満たす必要はございません**
※請求書様式①-1（参考）参照

(2) **インボイス制度の要件を満たした請求書**をご提出いただく場合 ※請求書様式②（参考）参照

・提出先 ⇒ **写しを各請求部署、原紙を資材部 資材管理G**

※写しはPDFのご提出でも可能です

※上記対応が難しい場合は、**原紙を各請求部署へご提出ください**

・提出期限 ⇒ **支払月の第1営業日まで**

※期限までの提出が難しい場合は、下記（3）を参照ください

(3) **インボイス制度の要件を満たした資料（仕入明細書等の任意様式）**をご提出いただく場合

・提出先 ⇒ **各主管部（請求箇所）**

・提出期限 ⇒ **支払月の第1営業日まで**

◎インボイス制度の要件を満たした資料を提出した場合、**請求書はインボイス要件を満たす必要はございません**
※請求書様式①-1（参考）参照

（参考）2023年5月30日「適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について」にて周知させていただいた下記の運用については、提出図書（竣工届、委託業務報告書、完了届等）に契約金額等が記載されるのは馴染まないため取りやめといたします。

●インボイス制度の要件を満たした完了報告書を提出していただく場合

完了報告書			
○年○月○日			
○○(株)御中			
(株)△△△ (T123...)			
下記作業が完了しましたので報告いたします。			
件名：清掃業務委託			
8 %対象	27,060	2,164	29,224
10%対象	28,158	2,815	30,973
合計	55,218	4,979	60,197

<備考>

インボイス制度の要件を満たした完了報告書を提出した場合、

請求書はインボイス要件を満たす必要はございません

※請求書様式②-1（参考）参照

- ◎…インボイス制度の要件を満たした書類の提出
- …書類の提出が必要
- ×…提出不要

(1) 原則、インボイス制度の要件を満たした**納品書**をご提出いただく場合

		提出書類		
		納品書	請求書	その他
提出先	主管部	◎	×	×
	資材部	×	○	×

(2) インボイス制度の要件を満たした**請求書**をご提出いただく場合

		提出書類		
		納品書	請求書	その他
提出先	主管部	○	◎※	×
	資材部	×	○	×

※写しを提出 (PDF可) 資材部には原紙を提出

(3) インボイス制度の要件を満たした**資料（仕入明細書等の任意様式）**をご提出いただく場合

		提出書類		
		納品書	請求書	その他
提出先	主管部	○	×	◎
	資材部	×	○	×

<納品書をインボイスとする場合>

- ・提出先 ⇒ 各請求部署
- ・契約件名毎の発行をお願いいたします。

簡易契約・・・注文書に記載の、「1」から始まる番号（例）123-0003000

単価契約・・・注文書に記載の、「2」から始まる番号（例）223-0004500

主管部契約・・・注文書に記載の、「3」から始まる番号（例）323-0005000

資材契約・・・注文書に記載の、アルファベットから始まるNo（例）K21300-0012000

納品書参考フォーマット

2023年10月31日 ← 納品日を記載ください。

納 品 書
(2023年10月分)

日本原燃株式会社 御中

●●●●株式会社
適格請求書発行事業者登録番号：T1234567890123
上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
電話（0175）71-2305

下記の通り納品いたします。

整理番号：123-0003000 ← 整理番号は、注文書に記載の番号を入力ください。

No.	品名・件名	数量	単位	単価（税抜）	本体額	備考
1	お弁当	5	個	1,000円	5,000円	
2	お茶	5	本	100円	500円	
3	運搬費	1	式	500円	500円	
4						
5						

※は軽減税率対象

	本体額	消費税	税込金額
8%対象計	5,500円	440円	5,940円
10%対象計	500円	50円	550円
合 計	6,000円	10,000円	6,490円

<消費税について>

現行は、消費税額が記載事項となっていないため、端数処理のルールは定められておりません。一方、インボイスでは、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求ることとなり、**端数調整は税率ごとの合計に対し、1回のみに限定**されます。

なお、端数処理は切り捨て、切り上げどちらでもかまいせん。お取引先様のルールに従い実施願います。

<納品書をインボイスとする場合の請求書について>

- ・提出先 ⇒ 資材部 資材管理グループ
※主管部契約の場合は、各請求部署
- ・納品書に記載されている金額の合計額を記載ください。（消費税の再計算は不可）
- ・請求書はインボイスの要件を満たす必要はありません。

簡易契約・・・注文書に記載の、「1」から始まる番号（例）123-0003000

単価契約・・・注文書に記載の、「2」から始まる番号（例）223-0004500

主管部契約・・・注文書に記載の、「3」から始まる番号（例）323-0005000

資材契約・・・注文書に記載の、アルファベットから始まるNo（例）K21300-0012000

請求書参考フォーマット（納品書・完了報告書をインボイスとする場合）

2023年10月31日 ← 請求年月日、発行日

請求書
(2023年10月分)

日本原燃株式会社 御中

●●●●株式会社
上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
電話 (0175) 71-2305

下記のとおり御請求申し上げます。

請求金額	116,490円
税抜金額	106,000円
消費税	10,490円

対象整理番号
123-0003000
223-0004500

お振込の際は、下記銀行にお願い致します
○○銀行 ○○支店 普通預金 ○○○○○○○○
口座名義 ●●●●株式会社 代表取締役社長 原燃 太郎

← 請求金額、税抜金額、消費税は、納品書記載の金額の合計額を記載
※再計算しないこと

納品書 (2023年10月分)						
日本原燃株式会社 御中						
●●●●株式会社 通格請求書発行業者登録番号：11234567890123 上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108 電話 (0175) 71-2305						
下記の通り納品いたします。						
整理番号：						
1	品名・件名	数量	単価	本体額	備考	
1	お弁当 ※	5	個	1,000円	5,000円	
2	お茶 ※	5	本	100円	500円	
3	運賃	1	式	500円	500円	
4						
5						
合計額税抜対象						
	本体額	消費税	税込金額			
8%対象計	5,500円	440円	5,940円			
10%対象計	500円	50円	550円			
合計	6,000円	490円	6,490円			

← 納品書記載の整理番号
を記載ください

納品書 (2023年10月分)						
日本原燃株式会社 御中						
●●●●株式会社 通格請求書発行業者登録番号：11234567890123 上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108 電話 (0175) 71-2305						
下記の通り納品いたします。						
整理番号：						
1	品名・件名	数量	単価	本体額	備考	
1	バス運行委託	1	式	100,000	100,000	
2						
3						
4						
5						
合計額税込対象						
	本体額	消費税	税込金額			
8%対象計	0円	0円	0円			
10%対象計	100,000円	10,000円	110,000円			
合計	100,000円	10,000円	110,000円			

<請求書をインボイスとする場合>

- 提出先 ⇒ 写し：各請求部署 原紙：資材部 資材管理グループ
※写しはPDFのご提出でも可能です
※上記の対応が難しい場合は、原紙を各請求部署へご提出ください
- 提出期限 ⇒ 支払月の第1営業日
※現状は提出期限を毎月10日としておりますが、毎月第1営業日に変更となります
※期限までの提出が難しい場合は、仕入明細書等の任意様式にてインボイスの要件を満たす資料のご提出をお願いいたします
- 契約件名毎の発行をお願いいたします。

簡易契約・・・注文書に記載の、「1」から始まる番号（例）123-0003000

単価契約・・・注文書に記載の、「2」から始まる番号（例）223-0004500

主管部契約・・・注文書に記載の、「3」から始まる番号（例）323-0005000

資材契約・・・注文書に記載の、アルファベットから始まるNo（例）K21300-0012000

請求書参考フォーマット

2023年10月31日 ← 請求日（発行日）

●●●●株式会社
適格請求書発行事業者登録番号：T1234567890123
上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
電話（0175）71-2305

下記の通りご請求いたします。

整理番号：123-0035000 ← 整理番号は、注文書に記載の番号を入力ください。

No.	取引年月日	品名・件名	数量	単位	単価（税抜）	本体額	備考
1	2023/10/1	お弁当 ※	5	個	1,000円	5,000円	
2	2023/10/1	お茶 ※	5	本	100円	500円	
3	2022/10/1	運搬費	1	式	500円	500円	
4							
5							

※は軽減税率対象

	本体額	消費税	税込金額
8%対象計	5,500円	440円	5,940円
10%対象計	500円	50円	550円
合計	6,000円	490円	6,490円

<消費税について>

現行は、消費税額が記載事項となっていないため、端数処理のルールは定められておりません。一方、インボイスでは、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求ることとなり、端数調整は税率ごとの合計に対し、1回のみに限定されます。

なお、端数処理は切り捨て、切り上げどちらでもかまいせん。お取引様のルールに従い実施願います。

資材契約（契約管理№がアルファベットで始まる件名）については、引き続き件名毎に請求書の作成をお願いします。

（提出先、提出期限は、「請求書様式②（参考）」と同様です）

なお、こちらのフォーマットの使用は任意ですが、過去に契約締結しており支払がまだ完了していない件名に関して、

引き続きこちらのフォーマットをご使用いただく場合は、新フォーマットを個別に送付しますので、メールにてご連絡ください。

※資材EDIに加入されているお取引先様は、EDIの画面より再出力することで新フォーマットが出力可能です。

請求書参考フォーマット

請求書										
日本原燃株式会社 御中					年 月 日					
下記契約条件につきまして、次のとおり 請求いたします。					契約先					
[適格請求書発行事業者番号] T1234567890123					印					
[契約内容]										
契約管理№.		件 名			契約期間					
[請求情報]										
(単位 円)										
請求金額		内訳		本体価格		消費税等				
10%対象		本体価格				消費税等				
		本体価格				消費税等				
		本体価格				消費税等				
[振込先]										
銀行名		銀行		支店		口座№. (普通・当座)		口座名義		
備 考										

← 原則、検収日（納品日、完了日）を記載ください

青囲み部分は自動印字されます

※適格請求書発行事業者登録番号は、いただいた情報を基に弊社で管理（登録）しているものとなります。番号に相違等ありましたらご連絡お願いいたします。

<消費税について>

現行は、消費税額が記載事項となっていなかったため、端数処理のルールは定められておりません。一方、インボイスでは、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることがなり、端数調整は税率ごとの合計に対し、1回のみに限定されます。

なお、端数処理は切り捨て、切り上げどちらでもかまいせん。お取引先様のルールに従い実施願います。